

問19 電子化手数料について（四法共通）

電子化手数料とは何の手続に対する手数料ですか。

電子化手数料を支払わなかった場合は、どうなるのですか。

答： 電子化手数料とは、「指定特定手続」とされている手続（特許出願、出願審査請求、手続補正等「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則」第10条に規定する手続のうち同規則第30条で指定する手続）を「書面」で提出した場合、その書面を電子化するための手数料です。料金は、「1件につき2,400円+1ページにつき800円」です（令和6年4月1日現在）。

（注）当庁では出願及びその後の手続をオンラインで受け付けています。原則、オンライン手続が可能な手続を「特定手続」として定めています。

電子化手数料の納付は、特許庁長官が登録する登録情報処理機関「一般財団法人工業所有権電子情報化センター」から送付される「払込用紙」により行います。

納付されない場合は、手続補正指令の対象となります。この手続補正指令に従い電子化手数料を納付しないときは、この対象となった手続は却下処分になりますのでご注意ください。

なお、手続補正指令に従い電子化手数料を納付するときは、「一般財団法人工業所有権電子情報化センター」から送付される「払込用紙」により行っていただくこととなりますが、紛失等により「払込用紙」が手元にない場合は、「一般財団法人工業所有権電子情報化センター」（TEL03-3237-6511）に直接連絡の上、払込用紙の再送付を依頼してください。